

議第114号

滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年9月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例

滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第35条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。